

# 従業員の権利について

ファミリー・ファースト・コロナウイルス対応法における  
有給の病気休暇および、有給の家族範囲拡張型介護および医療休暇

ファミリー・ファースト・コロナウイルス対応法(FFCRA または本法)によって、対象となる雇用主は COVID-19 に関連する特定の理由により、有給の病気休暇および有給の家族範囲拡張型介護および医療休暇を従業員に支給する必要があります。これらの規定は、2020 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日まで適用されます。

## ▶ 有給休暇の支給内容

一般的に、本法の対象となる雇用主は従業員に以下を支給する必要があります。

通常の給与レート、または該当する州または連邦の最低賃金のいずれか高い方に基づいて、最長 2 週間(80 時間、またはパートタイムの従業員の 2 週間相当)の有給の病気休暇が下記の要領で支給されます。

- 下記の対象となる理由#1-3 により 100% 支給、最大 1 日あたり 511 ドル、合計 5,110 ドル。
- 下記の対象となる理由#4 と#6 により 3 分の 2 支給、最大 1 日あたり 200 ドル、合計 2,000 ドル。
- 下記の対象となる理由#5 による最長 12 週間の有給の病気休暇と拡張家族・医療休暇中は、3 分の 2 支給、最大 1 日 200 ドル、合計 12,000 ドル。

パートタイムの従業員は、通常勤務する予定の時間数、休暇を取得する資格があります。

## ▶ 休暇を受ける資格のある従業員

一般的に、従業員が 500 人未満の民間部門の雇用者、および特定の公共部門の雇用者の従業員は、COVID-19 関連の理由により、完全または部分支給の有給の病気休暇を最長 2 週間受けることができます(以下を参照)。休暇申請の前に少なくとも 30 日間雇用された従業員は、以下の理由#5 による家族範囲拡張型介護および医療有給休暇を追加で最長 10 週間まで支給する資格があります。

## ▶ COVID-19 に関連する休暇として認定される理由

従業員は、テレワークを含め、以下の理由で働けない場合、COVID-19 に関連する休暇を取得することができます。

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. COVID-19 に関連する連邦、州、または地方府の検疫または隔離命令の対象である。</li><li>2. COVID-19 に関連して自己隔離するよう医療関係者からアドバイスを受けている。</li><li>3. COVID-19 の症状が出ており、医学的診断を求めている。</li><li>4. 1に記載されている命令または 2に記載されている自己隔離を受けている個人の世話をしている。</li></ol> | <ol style="list-style-type: none"><li>5. COVID-19 関連の理由により、学校または介護施設が閉鎖されている(または保育事業者が利用できない)ため自分の子供の世話をしている。</li><li>6. アメリカ合衆国保健福祉省が指定する、その他実質的に同様の状態が発生している。</li></ol> |
|---|---|

## ▶ 法の執行

米国労働省の賃金・労働時間局(WHD)は、本法 FFCRA の遵守を調査および実施する権限を有します。雇用主は、FFCRA に基づき有給の病気休暇または拡張家族・医療休暇を合法的に取得し、または苦情を申し立てるか、本法に基づくまたは本法に関連する訴訟を起こした従業員を解雇、懲戒、またはその他の方法で差別することはできません。FFCRA の規定に違反する雇用者は、WHD による罰則と執行の対象となります。



WAGE AND HOUR DIVISION  
UNITED STATES DEPARTMENT OF LABOR  
米国労働省 賃金・労働時間局



EverythingHR

お問い合わせまたは苦情

申し立ては下記まで

1-866-487-9243

TTY: 1-877-889-5627

[dol.gov/agencies/whd](https://dol.gov/agencies/whd)

Notice provided courtesy of [EverythingHR](https://www.everythinghr.com)